

多摩ニューキャンパス一日探訪記

弁護士 渥 美 雅 子

初冬の一日、サンケイ新聞記者柘植靖彦さんと中央大学ニューキャンパスをたずねた。柘植さんは昭和三七年卒、私は昭和三八年卒、共に、一九六〇年安保の波にもまれ、騒然とした駿河台校舎に悲喜こもごもの思いを持つ者である。その中で樺美智子さんの死が報ぜられ、樺教授の休講を伝える掲示板が、いつまでも心に重く焼きついている。

だが、おとずれた多摩ニューキャンパスはあくまでも明るく威風堂々と私達を迎えてくれた。そして、この取材には広報部の志茂甲子男、柳奥茂の両氏が丸一日つきあって下さった。二人は広いキャンパスの中を汗びっしょりになって駆けまわりながら、丁寧で心こまやかな案内と説明をしてくれたのである。

△女子大になったか……？▽

まず、私が驚いたのは、女子学生が増えたということである。人数の上ではそれ程増えた訳ではないらしいが、とにかくこちらは駿河台の法学部育ち。文学部とは別校舎だし、スカートをはいいた人間などあまりお目にかかれなくて、ちょっぴり淋しい思いをした覚えがあるから、女子学生がワサワサいるのには本当にびっくりした。一瞬、

女子大になったのかと思ったほどだ。これが正に男女共学というものと、変なところで納得した。校舎がモダンになって、女子学生が増えて、最近ではファッション雑誌の背景にキャンパスを使わせてほしいという依頼も多いとか、質実剛健が売り物だった神田の田舎っぺが、今、華麗に脱皮しつつあるな、というのが私の第一印象だった。

△リッチなキャンパス、リッチな学生▽

さて、どこから見てまわろうか？ 教室だけで一号館から九号館まで九つの建物に分かれている。とりあえず学生食堂へ。食堂も一階から四階まで値段に応じてチョイスできる仕組み。メニューも沢山あること。駿河台で一杯二十五円の月見うどんを食べていた頃を思い出す。二階の食堂では学生達がセルフサービスの昼食をとっている。ご飯とおかずが三種類、みそ汁におしんこがついて約三百円、ポリウムはたっぷりある。

食堂で、食後のおしゃべりを楽しんでいる学生達の間割り込んでインタビュー。

大学は面白い？

「うん、まあ」

授業には満足できる？

「……まああってとこかな。でも、教授との接触があまりなくて……もっと自由に接触できるといいけど。僕らのクラス担任は、わりとそういうの好きらしいから、そのうちコンパでもやろうと思ってるけどさ」

休講の時は何してる？

「休講ってあんまりないんだ（事実、多摩に移ってから休講が減ったという、学生よりも先に教師の方がサボりにくいらしい）。たまに休講の時は、図書館か、食堂でお茶を飲むか……」

すごく健康的なのね、麻雀なんかは？

「する時もある、雀荘はあるんだ、この近所に」

喫茶店や、飲み屋は？

「ないねえ。コンパに使う場所もあんまりないんで弱っちゃう」

駿河台にあった学生街特有の雑然とした生活の匂い、酒やタバコの入り混った青い男臭さは多摩にはないようだ。学生達も身ぎれいにして礼儀正しい。

下宿生活？

「うん、自炊」

近くに中央大学協力下宿というのが沢山あって、1DKのバス・トイレ付きで二万円から二万八千円程度の家賃だとか。バス・トイレ付きとは少々贅沢という感じもするが、これは近くに銭湯がない為やむをえないらしい。外食向きの食堂がないから男子学生も自炊が多い。はからずも、ここで家事能力を身につける。

学生達は家賃を含めておよそ八万円（月額）也の生活費全額を親元からの送金に頼っているようだ。アルバイトをしている学生は二割内外。この比率は夜間部もほぼ同じ。ひとところの勤労学生のイメージは今の夜間部にそぐわない。キャンパスもリッチなら、そこに学ぶ学生達もまたリッチになっている。そういえば生協にはデラックスなオーディオセットが並び、キャンパス協の駐車場にはマイカー通学する学生達の車やバイクが止めてあった。

△図書館はノーチェック▽

次は図書館拝見。国会図書館、日比谷図書館に次ぐ日本で三番目に完備された図書館というお話。図書の収蔵能力一〇万冊、閲覧座席数一二七〇席。その中にはマイクロフィルムあり、テレリフトあり、テレビ電話あり、長さ四〇メートルの一枚ガラスを持つ開架式閲覧室あり、そして何よりも贅沢なことにはこの開架式閲覧室を使うの

に学生証の提示さえ求めない、ノーチェック制だということである。ここで、学生達は自由時間に本を読み、調べ物をし、試験勉強をする。図書館の奥深く、あたかも指定席の如く毎日コツコツと司法試験の受験勉強をする学生達の居ることは今も昔と変わらない。

図書館で読書している女子学生に、将来どうしたいかと尋ねると

「大学院に進みたい」

という返事が返ってきた。その先は？

「出版関係の会社に勤めたい」

とのこと。大学院での研究と出版社とが、どこでどう結びつくのか、せっかちで貧乏性の私は戸惑ってしまう。彼女の頭の中には大学教育を実利と結びつけようというチャチな発想はないのかもしれないかもしれぬ。

△昔のよすがはどこへ？▽

キャンパスを見て廻れば廻るほど驚くことばかり。大きなTVブラウン管の設置された二二〇〇人収容教室、更にスロープ教室が大小二一教室も。LL教室ではヘッドホンから聞こえてくる質問に札の上のボタンを押すだけで、その答が教室の前の電光板にすべてあらわれる仕掛けもある。私が入っていくと、アメリカ映画「風と共に去りぬ」を写してくれた。ヘッドホンからは黒人奴隷がスカーレットに小言をいう声が聞こえてきた。何やら二十世紀の大学へ留学した気分である。

体育施設もまた至れり尽くせり。それにしても柔道、剣道、空手部にまで女子学生の多いことに隔世の観。こうなると、何か駿河台を思い出すものはないだろうか、むしろ母校の片鱗を探し出さなくなってしまう。そうしたらありました。かつて中庭に大きく岐立していた二人の青年像、肩を組み天を指さしたブロンズ像が、広大な庭の

一隅に、やや小さくなったかのように立っていた。

それと司法試験受験生の為の研究室。ここのピーンとはりつめた空気は、あの駿河台の屋根裏部屋とまさしく同じもの。

「来年はがんばってね」

と、そっと声をかけながら、まだ童顔の青年達に二十年前の自分の姿をダブらせてみたりした。

丸一日の探訪を終え、ふと口に浮んできたのは校歌のメロデー、「草のみどりに風かおる、丘にまばゆき白門を」。それは、かつては単なる美辞麗句でしかなかったが、今多摩のニューキャンパスで、四季折々の草木の賑わいを背景に、そのとおりに実在している姿を、まぶしい思いでふり返りながら帰ってきたのだった。



図 書 館

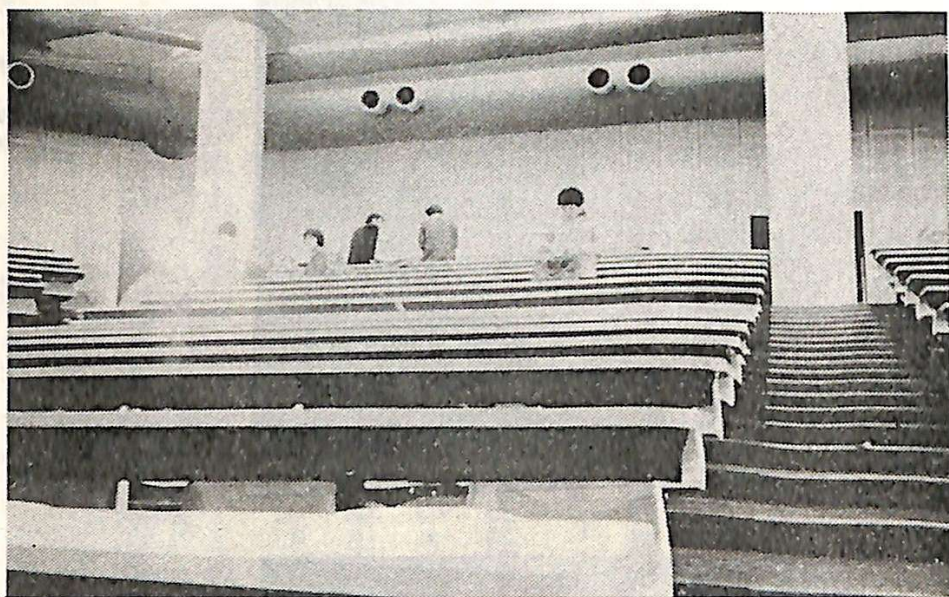


長さ40mの1枚ガラスの窓をもつ。ここからは多摩丘陵がよく見える。でも学生の中には明るすぎて、落ちつけないというぜいたくな悩みも——？



開架閲覧室。図書館へ入る時学生証の提示を求められることはない。ノー・チェック制である。ノー・チェック制は利用者から大好評。

駿河台にはなかった文明の利器



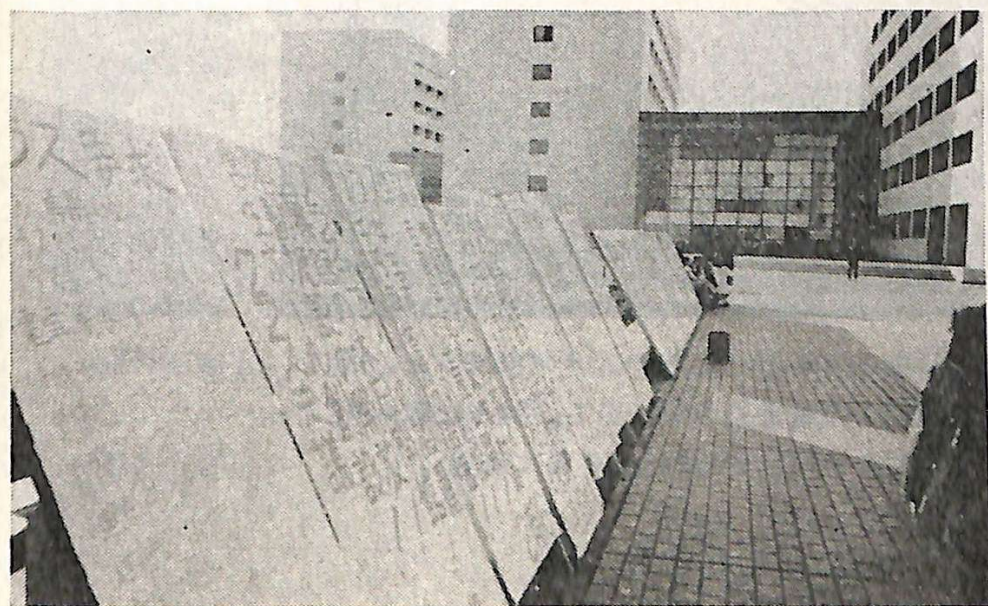
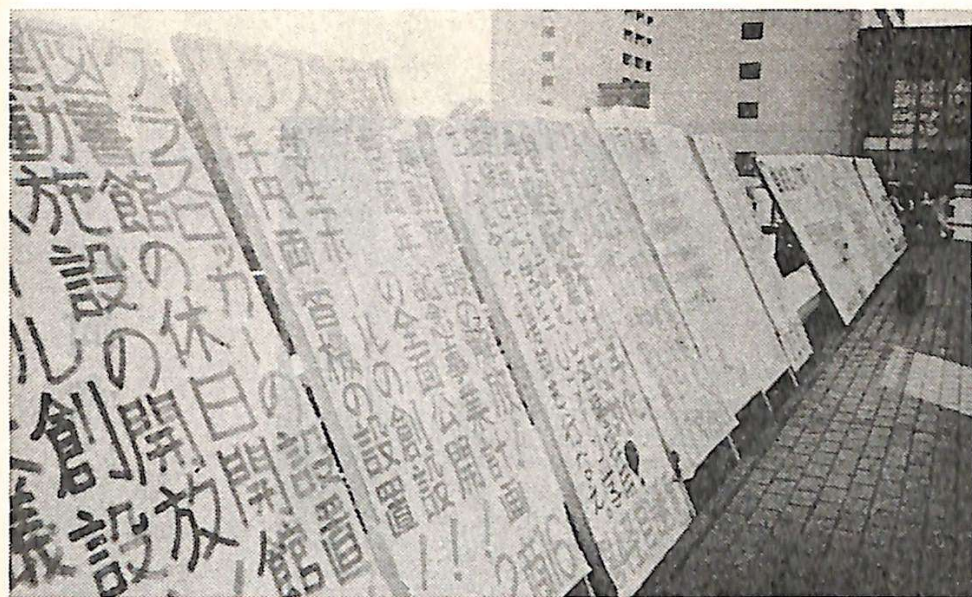
600人収容教室。階段式で、電動黒板、拡大投写装置が設備されている。法経商学部共用。この外、800人教室、2200人教室もある。



L.L.教室。TVをみながら、机上のボタンを押すと、直ちにその集計が黒板の上の電光掲示板に出る。試みに私が座ると「風と共に去りぬ」を映してくれた(写真は筆者)。

立^タ看^カ板^ン

校舎がきれいになったせいか乱雑な字で書いたり、乱雑に並べることはなくなったという。整然と並んで白亜の建物とつりあいがとれている。さてその内容は？



裁判所関係会員の近況

副幹事長（東京高裁判事）

糟谷忠男

母校出身の裁判官が現在何名いて、どの裁判所に、どのようなポストで活躍しているか、ということをお機会ある毎に問われるが、いつも、まだ調査ができていないとお話するほかはない。裁判官の場合は、異動が激しいうえ、学員の人数が多いせいもあって、到底、一人や二人の世話人で調査することはできないからである。かつて、西山要先輩（現母校理事）が、ご在任中に、全国規模で中大出身裁判官名簿を作成して下さったことがあるが、それ以後は、なんとか整備したいという歴代世話人の意欲にかかわらず、果せないでいるというのが実情である。さて、中大法曹会の副幹事長をお引受けしてから、少しは責任の一端を果さなければと思っているが、これまた会務に割く時間的余裕があまりない。申訳なく思っている次第である。

大学及び中大法曹会の関係では、*「裁判所」*は、*「弁護士会」*に比べて、*「後進国」*並みの実績しか挙げているが、母校出身裁判官の裁判の分野における活躍が目覚ましいものであることは、つとに大学関係者及び会員諸兄姉にご認識いただいているところである。裁判所の場合は、行政官庁と違い、中央でなければ十分な活躍ができないということはないのであって、学員は、中央でも地方でも、母校で学んだ卓越したリーガル・マインドと質実剛

健の気風をもって難事件の処理に当たっている。なお、われわれは、多数の学员が全国各地の簡裁において、健闘しておられることを見落してはならないと思う。

本稿では、中大法曹会が東京在勤もしくは在住法曹を主メンバーとしている団体であることから、東京及び近辺の裁判所在勤の会員の概況について若干述べてみたいと思う。

最高裁判所では、大塚、塚本両裁判官が時期を同じうして約一年にわたって在任され、われわれ後輩は、まことに心強い限りであった。大塚裁判官は、中大出身裁判官の懇親団体である南甲法窓会の初代会長として、進んで後輩の私共のご鞭撻に当られ、ご退官後も、顧問として会の発展にご配慮いただいている。塚本裁判官は、会員の中で母校で親しくご教示をうけた者も多く、現会長として、常に温顔をもって接して下さっておられる。このような同窓会的雰囲気、ここ二、三年の間に若い裁判官の関心も呼んで、最近では、現役参加者の数が急増し、女性裁判官も三、四名が出席されるなど、毎回大変盛況で、しかも楽しい語らいの中で、会員相互の懇親の実を挙げている。

さて、会員の現況であるが、一人一人をご紹介することは困難であるので、概況をご報告するに止める。

最高裁には、現在学员の調査官が三名おり、そのうち伊藤瑩子判事は、わが国最初の女性調査官である。司法研修所には山本和敏本会事務局次長をはじめ教官二名が、また、書記官研修所には、川辺義正事務局長がそれぞれ所属している。東京高裁には、寺尾正二長官代行判事ご退官後、暫らく総括裁判官に母校出身者がいなかったが、このほど岡垣学判事（評議員）が宇都宮地裁から第一四民事部にご栄転になられた。また、同裁判所には、現在二名の学员の判事が在勤している（同高裁判事約一〇名に一人の割合で学员が配置されているという計算になる）。

東京地裁では、秋吉稔弘判事を筆頭に一七名の学员が在勤している（もっとも、東京地裁は、世帯が大きいので会

員の的確な把握が難しく、若干名は多くおられるのではないかと思われる。東京家裁では、金沢家裁所長にご栄転の大前邦道判事（評議員）の後任に就任された高沢広茂少年部所長代行判事が昨年末に松山地裁所長にご栄転になられて、現在、高木典雄少年交通部長をはじめ六名の学員がおられる。八王子支部には、篠清判事のほか、三名の方々がおられる。横浜地裁では、小田原支部長であられた大沢博判事が福島家裁所長にご栄転になられ、滝田薫元副幹事長（評議員）が労働部の総括裁判官から横須賀支部長にご栄転になられた。現在、横浜地家裁管内の本庁、支部を合わせて、九名の学員を擁している。浦和地裁は、長久保武判事（前副幹事長）が昨年、東京高裁からご栄転になられ、現在、民事部の上席判事であり、同管内地家裁の本庁、支部には総勢九名おられる。千葉には、昨年裁判官訴追委員会事務局長から千葉家裁所長にご就任になられた山崎宏八判事がおられるほか、地家裁本庁に各一名の学員がおられる。裁判所出身の公証人は、現在、井上謙次郎氏ほか一名である。

最後に、中大法曹会の裁判所関係現役員を付記すると、次のとおりである。

副幹事長 糟谷 忠 男（東京高裁）

事務局次長 山 本 和 敏（司法研修所）

常任幹事 浅 香 恒 久（東京高裁）

豊 吉 彬（東京家裁）

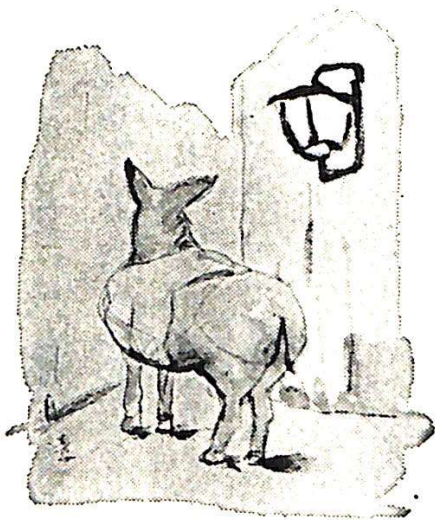
幹 事 新 矢 悦 二（東京高裁）

舟 橋 定 之（同）

杉 山 英 己（同）

土 田 勇（東京地裁）

並木 茂（同）
 滝田 薫（横浜地裁横須賀支部）
 佐野 昭一（横浜地裁）
 長久保 武（浦和地裁）



（昭和五五年一二月三一日）

法務・検察関係会員の近況

副幹事長（最高検検事）

水原 敏 博

中央大学法曹会会員検事の人事往来について近況をお知らせします。現在、検事の総数は、約一、二〇〇名ですが、その約三分の一が母校出身者であり、うち約二九〇名が、東京高検管内に勤務し、または、勤務した経験を有する本会会員でありまして、本年四月一日現在、法務省関係には、刑事局課長、保護局課長、公安調査庁次長・課長、法務総合研究所教官等、また、検察庁にあっては、仙台、高松両高検検事長をはじめ、最高検に総務部長を含めて三名、名古屋、津、和歌山等一〇地検の検事正、福岡、広島、仙台各高検の次席検事、東京、横浜等一五地検の次席検事等各般にわたって主要なポストに就き活躍しております。

このように盛況をみておりますのは、學員の検事各位が、それぞれのポストにおいて、精励、努力をしていることは申すまでもありませんが、元最高検刑事部長故田中萬逸先生、元大阪高検検事長・現中央大学評議員会議長山本清二郎先生、元大阪高検検事長河井信太郎先生をはじめ、検察の諸先輩が、情熱を傾けられて、われわれ後輩の指導育成に尽くされたこと、在野法曹の先輩諸先生方の側面からの温かいご指導ご支援があったればこそと深く感謝いたしております。何卒今後ともなお一層のご鞭撻ご支援をお願い申し上げる次第です。

以下に、昭和五四年八月以降の主な人事往来敬称略を月日順に記述して責を果したいと思えます。

法務省関係

昭和五五年六月 水流 正彦(昭和三六年卒) 東京地検検事から人権擁護局調査課長
 同 五六年一月 松田 昇(同 三二年卒) 刑事局参事官から同局青少年課長
 同 年三月 岩田農夫男(同 二五年卒) 和歌山地検検事正から公安調査庁次長
 同 年同月 寺西 輝泰(同 三五年卒) 東京地検検事から人権擁護局総務課長

検察庁関係

昭和五四年八月 岩下 肇(昭和二五年卒) 横浜地検次席検事から高知地検検事正
 同 年同月 渡邊 芳信(同 二五年卒) 東京高検検事から横浜地検次席検事
 同 年同月 設楽 英夫(同 二七年卒) 千葉地検次席検事から福岡高検次席検事
 同 年一二月 川島 興(同 二六年卒) 函館地検検事正から東京地検次席検事
 同 五五年四月 藤本 一孝(同 二八年卒) 東京地検公判部長から仙台高検次席検事
 同 年五月 塚本 明光(同 二五年卒) 那覇地検検事正から山口地検検事正
 同 年同月 原 弘(同 二五年卒) 神戸地検姫路支部長から旭川地検検事正
 同 年九月 宮本富士男(同 二六年卒) 最高検検事から奈良地検検事正
 同 年一二月 栗本 六郎(同 一七年卒) 大阪地検検事正から仙台高検検事長
 同 年同月 中野 國幸(同 二一年卒) 静岡地検浜松支部長から松江地検検事正
 同 五六年一月 瀧岡 順一(同 二五年卒) 青森地検検事正から最高検検事
 同 年同月 大西 郁夫(同 二六年卒) 名古屋地検次席検事から青森地検検事正

法務局關係

同	年三月	竹村 照雄(同 二四年卒)	最高檢檢事から最高檢總務部長
同	年同月	中川 一(同 二三年卒)	水戸地檢檢事正から名古屋地檢檢事正
同	年同月	大槻 一雄(同 二三年卒)	長崎地檢檢事正から津地檢檢事正
同	年同月	岩下 肇(同 二五年卒)	高知地檢事正から福島地檢檢事正
同	年同月	小林 康人(同 二四年卒)	名古屋地檢岡崎支部長から秋田地檢檢事正
同	年同月	野村 幸雄(同 二八年卒)	最高檢檢事から松山地檢檢事正
同	年同月	水原 敏博(同 二八年卒)	法務大臣官房審議官(刑事局担当)から最高檢檢事
昭和五六年四月	八卷	正雄(同 二年卒)	広島法務局長から名古屋法務局長

以上



「中大法職特別コースについての意見書」

昭和五五年三月六日

中央大学法曹会

幹事長 大西保

中央大学理事長殿

中央大学学長殿

中央大学法学部長殿

わが中大法曹会は、昭和五二年五月二七日法学教育充実問題に関する意見書を、理事長並びに学長その他関係各位に提出いたしました。右意見書の中で、特に法職課程の問題をとりあげて以来二年余の間に、多少の改善はされましたが、いまだ法職課程の充実にみるべきものがないことは全く遺憾であります。中大法曹会は、大学側の要請により昭和五一年度以来今日まで四か年間、会員の協力を得て毎年三〇名以上のゼミ担当指導員を法職課程の実施に参加させてきた経験を通して、ここに法職課程の充実について、その改善策を重ねて具申し、大学側の真面目な検討をお願いする次第であります。

一、法職課程の充実の方法については色々な方策が考えられますが、中大法曹会において討議を重ねた結果、意見の合致をみた点は次の五点であります。

第一点、法職課程の通年制の実施

(一) 現行の法職課程は九月末から始めていますが、これを止めて、司法試験の択一試験が終了する五月末から夏期休暇期間を通じ九月末までを前期とし、一〇月初めから三月末又は四月末までを後期として、一か年を通じて実施すべきであります。

(二) 前期では講義とゼミを中心として、指導科目を少くし、できるだけ同じ科目を繰返し連続して行ない、法律の基本を徹底的に理解させることです。

ゼミの指導については、教授が必ず各ゼミの指導教授となり、これに法曹が参加します。そして当該教授と指導員が話し合いのうえ、問題のレジメを作成すべきです。ゼミで扱う問題は厳選すること（エール出版社「私の司法試験合格作戦」二八頁参照）がゼミの要件だと考えます。

この場合、AコースとBコースに分けて、きめ細かく実力に応じた指導をすることが望ましく、特にゼミの場合、能力別クラス編成は当然であります。

また、カリキュラムの編成にあたっては、教授のスケジュールに合わせたカリキュラムであってはならないことは当然であります。先づカリキュラムを編成し、これに合わせて教授の講義やゼミ指導を行なうべきです。中央大学の教授だけでカリキュラムを消化できなければ、他大学の教授の応援を求めることもやむを得ないでしょう。

このような方法による受験指導であれば、実力ある者（学研連研究室員を含めて）も多く参加するようになるであります。

(三) 後期では答案練習を主とし、出題の解説、答案講評と出題傾向の講義を行うのです。学研連研究室に対し答

案練習への参加を呼びかければ、必ずや参加する研究室がある筈です。

このようにして研究室間でその成績を競争させることも、答案練習の成果をあげる一つの方法であると考えます。答案構成の指導や講評を教授だけで賄えない場合は、法曹の参加を求めるべきであるし、中大法曹会は、積極的にこれに協力する用意のあることを附言しておきます。

(四) なお、択一式試験や論文式試験の直前の講義及びゼミも必要ですから、この方法について検討が必要であります。

第二点、「ゼミ指導員」を「法職課程非常勤講師」とすることについて

(一) ゼミの「指導員」を「非常勤講師」とする問題は、わが中大法曹会の会員が大学の要請によりゼミの「指導員」として関与してきた当初から懸案となっていた問題であります。すなわち、中大法曹会は、「指導員」という曖昧な名称では中大法曹の在朝在野から優秀な人材が得られないこと、特に現職の裁判官及び検察官ら在中大法曹から参加を求めることが全くできないことなどを理由として、「非常勤講師」として招聘し法曹の協力（ゼミの指導）を求めるべきであることを繰返し提言してきました。これに対し大学側は、学内の事情から将来の問題として検討するとして、ともかく、ゼミ指導員として発足することになった経緯は、大学側もすでに承知しているところであります。「ゼミ指導員」として発足してからすでに四年、法曹によるゼミ指導はいまや法職課程において定着しましたし、またゼミ指導の充実強化がより一層必要とされている今日、懸案の「非常勤講師」問題の結論を出すべき時期が到来していると考えます。

(二) すでにご承知のとおり、中大法曹会検察ブロックからは、公式に官の承諾を得るには、ゼミ指導員の名称又は身分を明確にしたうえで招請のない限り、協力は困難であると表明されているのであります。大学側の前向

きの検討を、特に要望するものであります。

「ゼミ指導員」や「答案練習の個別指導員」を獲得することは、大学が多摩に移転した事情が加わりましたので、今日大きな問題の一つとなっております。現在行っている「ゼミ指導員」の選出は、中大法曹会の責任において会員にお願いいたしているものですが、広く人材を選べるよう大学側の協力をお願いするものであります。

第三点、大学卒業生の処遇問題

在学中に司法試験に合格することは、なかなか無理なところです。私学の場合は、国公立大学と比較して授業料との関係で留年することが困難なので、卒業して司法試験受験勉強を続けるものが非常に多くなります。そこで、これらの卒業生のために早稲田大学のように法学部図書室というようなものを設けて、司法試験受験勉強の場を提供することを考慮すべきでないかと考えます。そして法職課程の定員についても、在学生との共存の調和をみださない範囲で、できるだけ多く卒業生の枠をとるべきだと考えます。

第四点、教授、法曹指導員の報酬

卒直にいつて、教授に対して司法試験受験指導の講義やゼミに低額な報酬で熱意を傾けてもらうことを望むのは、現実問題として無理なことだと考えます。教授の講義やゼミには相当の報酬が必要だと考えます。司法試験には全く関係ないような自分の興味ある問題の講義やゼミとなってしまうようなことは、避けなければなりません。報酬の問題は法曹の指導員の場合も同様です。多摩まで行くのは大変なことですから、それだけの報酬も当然考えられなければならないところです。

その財源として、受講者から授業料を徴収することが考えられるべきです。授業料を払った方が熱心に授業を

受けるのではないでしょうか。もちろん、在学生と卒業生とは相当の差があつてしかるべきです。

第五点、法職センター（仮称）の設立

現行の法職課程は、法学部の内に設けられていますが、これが充実強化をするには、法学部から切離し、学長、総長あるいは理事長の直属の機関として、例えば「法職センター」（仮称）のようなものを設立し、そして、法職課程に熱意のある教授、又は学員に全面的な協力を求めるべきであります。早稲田大学では法人が年間二千万円を拠出して運営していることも参考になろうかと考えます。このようにすれば、すでに提言した第一点ないし第四点の諸問題も、早急に解決することができのではないかと考えます。直ちにこの問題を取上げて検討して頂きたいものであります。

二、わが中大法曹会は、昭和五二年五月二七日大学側に前掲意見書を提出して以来、引続き議論いたし、前述のとおり提言をまとめましたが、この提言の背景にある事情を述べれば次のとおりであります。

(一) 中大の昭和五四年度司法試験合格者は八三名で、昨年度合格者より四名減少しております。

これを年度別に比較しますと、

昭和四八年	一三〇名
昭和四九年	八六名
昭和五〇年	七七名
昭和五一年	七一名
昭和五二年	七一名
昭和五三年	八七名

昭和五四年

八三名

であります。昭和三九年度の合格者数一七〇名からみれば（中大で最高に合格者を出した年です）、約半分になつてしまったのであります。

東大の場合は、昭和三九年度六七名でしたが、本年度は九〇名で、昭和四六年度以降、昭和四八年度を除いて、中大を凌駕して今日に至っています。また早大の場合、昭和三九年度は三四名に過ぎなかったものが本年度は七五名の合格で、中大が一五年間に半減したのに対して二倍になったのであります。

中大としては、この問題に安閑としていられるものではないと考えます。

(二) 我々學員にとって、「中央大学」の名は背番号ともいえるものであります。中央大学の名を背負つて社会で活躍している我々學員は、中央大学の興隆を常に切望してやまないものであります。

そして司法試験の合格者を多数出すということは、その大学の一つのバロメーターであると思ひます。吉川経夫法政大学教授は、日本評論社「法学入門」（昭和五三年度）の座談会で「司法試験合格者数がその大学のバロメーターのような受取り方をされています。私どもの大学はあまり合格者の数が多くないものですから、常にひけ目を感じているんです」と発言しておられ、この座談会には我が中大の川添法学部長も出席されておられます。

司法試験の合格者を出すということは、専門法曹を養成するということでもあります。そして専門法曹を養成することは、法学部を有する大学の最も重要な教育の一つであると考えます。このことは、大学が学者の養成に力を入れることと全く同様であります。

(三) しかれば、我が大学は果して専門法曹の養成に意を注いできたといえるでしょうか。昭和二五年度は、中大

の合格者五五名に対して東大の合格者は八九名でした。翌二六年に中大が東大をぬいて、昭和四五年度までこれを凌駕していたのであります。

しかし、この結果は、決して大学が法曹教育に意を注いでいたからではなかったと考えます。これは、学研連研究室という組織の中で、先輩の法曹が後輩の学生に対し、法曹養成すなわち司法試験合格のために力を注いできたからであると信じます。

昭和五四年度の中大の大学案内によれば「創立以来、我が法学部は専門法曹（弁護士、裁判官、検察官）の養成に意を注いできており」とありますが、他方「わが国の法学部はいわゆるアメリカ的な法学校ではない。わが法学部も単に法曹や学究の育成に専念するものでない。外交、ジャーナリズム、ビジネス、政治、行政、文化などの種々の領域にも多くの有能な人材を輩出」しているとしても当然のところでしょう。しかし、だからといって、法曹養成に対する努力を怠ってよいということにはならないのです。わが国の法学部はアメリカのロースクールと異なるのだから法曹教育に専念することができないというのであれば、アメリカと我が国では法曹養成の制度が全く異なることを踏まえないものであります。ドイツの大学における法学教育とレフエレンダールの制度とを参考にして、法学教育を充分に検討され、教育を考えるべきです。

(四) 三ヶ月東大教授の法学教育に関する論文をみれば、如何に同教授が学生の司法試験合格に意を注いでいるかわかります。公表された論文でさえそうなのでありますから、学内におけるその実態は相当なものではないかと考えます。朝日新聞昭和五三年六月一日朝刊の記事によりますと「ゼミ室は夏休みが終ると百以上もできる。ここは司法試験受験の勉強の拠点だ」とあります。あまり学内のことを公表したがない東大のことですから、その内容を詳かに知ることはできませんが、教授が司法試験受験指導に可成り力を注いでいることがう

かがわれます。

早大の場合は、故斉藤金作教授が、「司法試験馬鹿」といわれるほど司法試験受験指導に努力したことは有名な話です。そして早稲田大学につくられたのが法職課程です。現在の早大の法職課程の内容は、次のとおりです。

Aクラス

1 入門講座

五月と六月に憲法、民法、刑法の入門的講義

2 基礎講座

九月から翌年六月までに憲法、民法総則、物権・債権総論、刑法総論の基礎講義

Bクラス

九月から翌年六月までに債権各論、財産法全般、刑法各論、商法、民訴、刑訴の基礎講義

Cクラス

九月から翌年六月第三週まで、司法試験受験のための講座

1 一般講座（憲法、民法、刑法、商法、訴訟法）

2 法律選択科目講座

3 答案構成講座

4 試験直前の特別集中講義講座

5 択一模試講座

Dクラス

Cクラスのうち選択試験を通った者に対する論文模擬試験講座

すなわち、早大の法職課程は、初年度の五月と六月に憲法、民法、刑法の入門教育を施し、それから二年にわたって憲法、民法、刑法、商法、民訴、刑訴の基礎講座を行ない、三年目の九月から翌年の司法試験合格のための講義と答案練習を行っているのであります。A Bクラスは教員の指導であり、C Dクラスでは教員のほか判検事、弁護士による講義及び模擬試験が行われています。

以上、東大と早大の例をあげましたが、司法試験受験指導は他の多くの大学でも行っています。また、中大の学研連研究室のような施設も多くの大学に存在しています。これらの研究室は、中大の学研連研究室をまねてつくられたものと考えるのであります。早大には前記法職課程のほかこのような研究室があり、しかも、それ以外にも法学部図書室というものが設置されていて、法職課程の受講者は卒業生であっても右施設の使用が許されているのであります。

そのほか、司法試験研究室が存在しているのは、

慶応大学

日本大学

明治大学

関西大学

であります。研究室以外に司法試験受験指導機関を設けている大学は右のほか、次のように多数存在します。

法政大学

上智大学

立教大学

青山学院大学

創価大学

同志社大学

立命館大学

以上は、日本評論社の「法学入門」や「別冊法学セミナー」に記載のあるものでありますが、これ以外に国立大学を含めて、司法試験受験指導機関を設けている大学は多く存在するものと思います。

これらの大学の司法試験受験指導機関には、多くの法曹が参加していますが、すべて大学の教授が中心になって指導が行われているのであります。

そして注目すべきことは、これら大学の機関においては、ゼミは研究室ごとに行われることがあっても、答案練習はすべて教授を中心として合同で行われているということでもあります。

さらに注目すべきことは、以上の大学のほか、私的な司法試験準備校といわれるものが多数存在し、大学教授を招聘して講義ならびに答案練習による受験指導を行っていることであります。「受験新報」の広告によりますと

早稲田学院司法試験セミナー

東京法科学院

代々木学院

東京法経学院

辰巳法律研究所

城南司法ゼミナール

などがあります。右のうち東京法経学院は、特に我が中大の教授が多数参加しているものであることをつけ加えておきます。

以上のように、多くの大学や私的な司法試験準備校においては、大学教授が司法試験指導のため大いに努力をしているので、他大学の合格者が漸増しているのであります。

(五) しかるに、我が母校中央大学の現状は、依然として学研連研究室を中心とする先輩法曹にまかされているのが実情であるといっても過言ではないと思います。

しかし、各研究室の先輩法曹の指導は、ゼミも答案練習も各研究室毎に行っていて、研究室間の切磋琢磨による競争ということがありません。多くの大学が、中大のような研究室があっても答案練習は合同で行っているという実情を充分に考えるべきだと思います。

法学部に法職特別コースが設けられたのは昭和四九年ですが、その第一回募集要項によれば「このコースは、司法試験と直結するいわゆる受験指導的なものではなく、むしろ、正規の授業においてはふれられないような問題をより立入って考察することに重点がおかれる」とありました。

私どもは、大学に法職特別コースが設けられたのは、昭和四六年度以降司法試験の合格者数が東大にぬかれたため、その対策として設けられたものと思っておりますが、しかし、右募集要項のようなものでは司法試

験の合格にあまり役に立たないものと考えておりました。昭和五一年の第三回法職特別コースからゼミが加えられ、法曹がゼミに参加することになり、中大法曹会は、機会ある毎に学長や法学部長に忌憚のない意見を申しあげてまいりましたし、中大法曹会の意見書として正式に大学に申し述べもしました。その結果と考えますが、昭和五一年度の第三回募集要項では「将来法曹を志す者にとって現在の大学の法学教育は必ずしも充分なものとはいえない。これは法学部学生のすべてが法曹志望者ではなく、大学の法学部が専ら法曹教育をめざすものでないことのほか、時間的、人的な制約によるものである。本学においては、多数の法曹を社会に送ってきたという伝統を背景にして法曹志望者が多いという現実に鑑み、教授会の決定により、上記のような点を方策の一つとして、法曹をめざす者のため特別コースを昭和四九年より開設している」として、法職特別コースが司法試験のためのものであることが明らかにされ、昭和五三年度は、各科目バラバラに講義されていたものが、科目をわけて連続講義されるようになりました。また、法曹のゼミも第二回目はクラス別編成を行ない、昨年度の第三回からは科目をわけてこれを行うようになりました。

しかし、中大の司法試験指導は、学研連研究室の答案練習による指導と法職特別コースの講義やゼミとの関連がないため、研究室員や、ある程度の実力がある者は法職特別コースを選ぶことをちゅうちょすることとなり、そのため法職コースには実力のある者が集まらないというのが現状であるといっています。中大法曹会では、法職特別コースが終わったあと、ゼミ担当の法曹指導員（これは全部弁護士で、指導員という名称のため、判・検事を得ることができないものです）の座談会を行っておりますが、その指導員の話からこのことを充分に知ることができるのであります。法職特別コースの指導を受けた者で、その年の司法試験に合格した者は現在までいなかったのではないのでしょうか（択一試験に受かった者があるということは聞きましたが）。

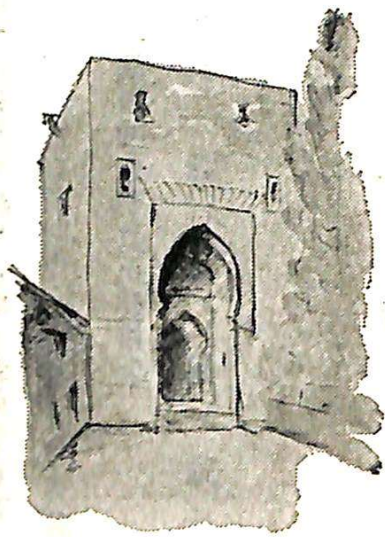
昭和五四年年度の大学の入学案内によれば「法学部であれば専門法曹を養成し、世に出すのは当然の責務であるとの自覚のもとに、現在でも法曹になるための関門である司法試験に合格できるように配慮を重ねている。多くの司法試験の合格者を出し、多くの法曹を世に送り出してきた責任を十分に果たすため、法学部では数を誇るだけでなく、優秀な資質を持ち、的確な判断を有する法曹を輩出できるようにするために、近年法学部が責任をもって運営する『法職特別コース』を課外に開設している」(傍点は付記)とあります。しかしながら、現状の法職特別コースでは司法試験合格は不可能であり、この大学案内の文言は看板に偽りありというべきでしょう。

(六) 我が中央大学の司法試験指導の現状が他の多くの大学に劣っているにもかかわらず司法試験合格者が激減するに至っていないのは何故でしょうか。それは、我が大学が、かつて多くの司法試験合格者を出し、多数の法曹を輩出したという伝統にかんがみ、法曹になろうとして入学してくる者が多いからだと考えます。中大キャンパス昭和五〇年一二月一日号に掲載の一司法試験受験生の記事によると「中大の新生のうち、司法試験受験希望者は八割の多きに達する」とあります。大学はこれらの学生の期待に応えなければなりません。そのためには、法職特別コースの充実強化が急務であると考えます。教授が正規の授業でいくら努力しても(それが重要なことは勿論ですが)、多くの学生を司法試験に合格させることは無理だと考えます。どうしても大学による法職特別コースの充実によるほかにはないものと考えます。勿論、司法試験の合格は学生の努力が第一です。本意見は制度論についての意見ですから、この点はふれませんが、ただ、中大は、毎年択一試験の合格者が七〇〇人を超えているのに、それが論文式試験では一割程度に減ってしまうのは、学生の努力が足りないということだけではなく、受験指導に問題があるのではないかと考えるものです。「先生は、『司法試験は論文

の試験です。みんな、何で今年論文まで受かろうと思わないのですか、今から無理をしてでも、選択科目を勉強しなさい』という趣旨のことをおっしゃったのであった」(エール出版社「私の司法試験合格作戦」一七ページ参照)という某大学教授の受験指導も参考にすべきでしょう。

三、以上種々忌憚のない意見を述べましたが、これは、母校の興隆を願う一念からだということをも充分ご理解いただきたいと存じます。母校百年の興隆を願い、その卒業生の社会的評価を高めるためにも、司法試験合格者が多数輩出し「司法試験で一番多くの合格者を出す大学」といわれるようになることを一途に願っているものであります。しかして、このことは単に法曹のみの願いではありません。学员がこぞって願っていることであることも充分にお考え頂きたいのであります。

以
上



答 申 書

本会の会則中改正の可否につき諮問を受けた事項について当委員会は審議の結果を別紙のとおり答申します。

昭和五五年三月一日

中央大学法曹会会則改正委員会

委員長 鈴木秀雄

中央大学法曹会

幹事長 大西保殿

別 紙

当委員会は昭和五四年七月三十一日を第一回として、同年一〇月三日、十一月二日、昭和五五年二月一五日、同三月七日と五回にわたり委員会を開催して審議の結果次のとおり決定した。

記

一諮問事項に対する当委員会の意見

1 幹事の増員

幹事の定数は現行の百名以内とあるのを倍数の二百名以内に増員することを可とする。

これに伴い常任幹事の定数も現行の二五名を五〇名以内に改めるを可とする。

2 会費に関する規定の整備

会費については幹事会の議を経て額、徴収方法を決定して来た従来の慣行を明文化するのがよい。

3 公証人を会員とすることに関連する会則の整備については、東京都内に勤務場所を有する公証人は例外なく法

曹資格を有することに鑑み、第四条の字句を修正し、また幹事候補選出規程の関連条文を改正することとした。
二諮問事項ではないが、当委員会が改正を可とする条項は次のとおりである。

1 役員の任期

現行の一年を二年とすることが望ましい。

2 事務所々在地の表示

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番ではなく通常の法人の事務所々在地表示の場合と同様に、「東京都千代田区内に置く」と改めることが望ましい。

3 その他の条項の字句の修正。

後記改正案に記したとおり。

三改正案

以上の理由により当委員会が決定した改正案は次のとおりである。

◎会則改正案

1 第一条第二項を次のとおり改める。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

2 第四条を次のとおり改める。

当会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並に本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を

会員とするものとする。

3 第五条三号及び四号を次のとおり改める。

三、常任幹事 五〇名以内

四、幹事 二百名以内

4 第七条本文を次のとおり改める。

役員の任期はすべて二年とする。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は現任役員の残任期間と同一とする。

5 第一条一項中、

「毎年」の「毎」を削除する。

6 第一条一項中、

「少くとも、」を削除する。又「以上、」の「、」を削除する。

7 第一四条に二項として次の規定を設ける。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

◎幹事候補者選出規程改正案

第二条及び第三条を統一して次のとおり改める。

幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票又は投票以外の方法により選出するものとする。

1 東京弁護士会所属会員中より

八〇名以内

2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内

3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内

4 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より

二四名以内

5 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より

二四名以内

附記

審議中会長制を設けるべきではないかとの議が出されたが結論に達せず、継続審議することが望ましいという点で意見の一致を見た。

意見書

貴委員会より意見を求められました「母校中央大学の画期的発展充実を図るための将来像を構想し、昭和六〇年に迎える母校中央大学創立百周年の記念事業として、何を望むべきか」について、当支部は別紙のとおり意見書を提出いたします。

昭和五五年五月三〇日

中央大学学生会法曹会支部

支部長 木戸口 久 治

創立百周年等委員会に

対応する特別委員会

委員長 堂 野 達 也 殿

第一、百周年記念事業について

一、施設拡充・建設事業

(一)校地の拡大・確保

大学の充実発展に不可決の要素である。

(二)大学記念館の設置

百年にわたる大学の歴史を展示することにより、学生の精神的基盤とする。この意味において多摩に設立することが望ましい。さらには、大学の学術的研究活動の成果を社会に還元し、社会文化の発展に貢献する目的を包含する施設とすることも検討すべきである。

(三)大学会館の建設

学員の利用を含むものとし、都心部に建設することが望ましい。

(四)国際交流センターの建設

学術研究の国際交流の中心施設とし、国際会議開催、外国人研究者の受け入れ等を行う。

(五)専修特別教育用施設の建設

法職特別教育、会計人特別教育、外国語専修教育等の拡充強化をはかるために建設する。

二、人材の養成・確保を目的とする制度

(一)推薦入学制度の導入

特色ある人材の確保を目的とする。

(二)奨学制度の抜本的拡充

(三)特待生・優等生制度の復活

四 中央大学学術功労賞

// 社会功労賞

// 体育功労賞の各設定

なお、二の制度の推進については、基金の設定を含めて検討すべきである。

第二、百周年記念行事について

一、記念式典並びに祝賀パーティの挙行

二、功労者の表彰

国家、社会並びに大学への功労

三、百年史発刊

日本の百年の歩みの中における回顧と展望を行うことが望ましい。

四、記念論文集発刊

五、中大の将来像についてのシンポジウム開催並びに同懸賞論文の募集

以上